

**東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）に係る
コアプログラム等委託業務
企画提案公募（プロポーザル）実施要領**

この要領は、東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）実施計画に基づいたコアプログラム等の実施にあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）に係るコアプログラム等委託業務

(2) 委託業務の目的

この業務は、東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）実施計画に基づき、圏域の資産である「山」、「ものづくり産業」、「文化と風土」等を活かし、新しい価値創造に挑戦し、他の地域がうらやましく生き生きとした魅力とその暮らしの可能性を発見するイベントを開催し、圏域の一体的かつ持続的な発展につなげることを目的としたものである。

(3) 委託業務の業務区分及び予算上限額等

〔別表〕「イベントの委託区分・予算上限額一覧表」のとおり、コアプログラム等を「ものづくり物語・あかがね物語・紙の物語」、「子どもの物語・水の物語・山の物語」、「セレモニーイベント・広報誘客ディレクション業務」の3つに区分し、この区分ごとに委託を行うものとする。

(4) 委託業務の内容

別紙「東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）に係るコアプログラム等委託業務仕様書」に基づいた企画を立案するもの。

仕様書の区分は次のとおり。

- ・「ものづくり物語・あかがね物語・紙の物語」
- ・「子どもの物語・水の物語・山の物語」
- ・「セレモニーイベント・広報誘客ディレクション業務」

なお、業務予定者が決定した後は、東予東部圏域振興イベント実行委員会等とイベント開催に向けた準備・調整等を行うとともに、実際の運営管理を実施するものである。

(5) 委託期間

委託期間については、次のとおり定める。

- ・2018年度：契約日から2019年3月31日まで
- ・2019年度：2019年4月1日から2019年12月28日まで

(6) その他

2019年度分の委託契約の締結については、2019年度予算を審議する愛媛県議会及び東予東部圏域振興イベント開催市の各議会における当該予算の成立を要件として実施する。

2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認めることとする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること
（もしくは、企画提案公募（プロポーザル）時まで登録が予定されていること）
- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

※ 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が上記(1)から(6)、構成員は上記(3)から(6)の資格要件を満たすこと
また、構成員は単体で参加することはできない

3 実施要領の配布

(1) 配布期間

2018年5月1日（火）～2018年5月15日（火）まで

(2) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、下記(3)で定める配布窓口及び(4)で定める担当窓口において配布する。

(3) 配布窓口

窓 口：東予東部圏域振興イベント実行委員会事務局松山事務所
（愛媛県経済労働部観光交流局観光物産課 内）

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

電 話：089-912-2492（直通）

F A X : 0 8 9 - 9 1 2 - 2 4 8 9

電子メール : kankou@pref.ehime.lg.jp

(4) 担当窓口

東予東部圏域振興イベント実行委員会事務局本部

(東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室 内)

住 所 : 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1

電 話 : 0 8 9 7 - 5 6 - 1 3 0 0 (内線 472)

F A X : 0 8 9 7 - 5 6 - 1 3 0 8

電子メール : tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

※(3)及び(4)の各窓口で実施要領を受け取る場合の受付時間は、上記(1)の期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

4 参加申込み

(1) 提出書類

ア「企画提案公募(プロポーザル)参加表明書」【様式2】

イ「会社概要及びイベント業務実施に関する実績表」【様式3】

(2) 提出期間

2018年5月1日(火)～2018年5月15日(火)午後5時(必着)

(3) 提出時の注意事項

- ・ 共同企業体による参加の場合には、委託業務共同企業体参加資格者誓約書【様式4】及び委任事項【様式4-1】を提出すること。
- ・ 委託業務共同企業体協定書【様式4-2】は、契約締結時に提出したので構わない。
- ・ 資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送又はFAXにて通知する。

5 企画提案公募(プロポーザル)等に関する質問

(1) 受付期間

2018年5月1日(火)～2018年5月15日(火)午後5時(必着)

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募(プロポーザル)等に関する質問票【様式1】」を使用すること。

(3) 注意事項

件名は「東予東部圏域振興イベント(えひめさんさん物語)に係るコアプログラム等に関する質問」とし、送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 送信先アドレス

電子メール：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

(5) 回答方法

参加表明書の提出があった全ての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。(ただし、質問者の個別具体の提案内容に関わるものは除く)

(6) 回答予定日

2018年5月23日(水)

(7) その他

受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6 企画提案書

(1) 提案書の提出

「東予東部圏域振興イベント(えひめさんさん物語)に係るコアプログラム等委託業務企画提案書作成要領」(資料1)による書類を提出すること。

(2) 提出期限

2018年6月5日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

東予東部圏域振興イベント実行委員会事務局本部
(東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室 内)

住 所：〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796-1

電 話：0897-56-1300(内線472)

F A X：0897-56-1308

電子メール：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

(4) 提出方法

担当窓口への郵送または持参。

(5) 注意事項

- ・ 各区分ごとに1企業(共同企業体)につき各1提案とすること。
- ・ 独自の提案があれば、その内容を盛り込むこと。
- ・ 提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書」【様式5】に署名捺印の上で、各担当窓口へ提出すること。
- ・ 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様に「取下げ願い書」【様式5】を担当窓口へ提出すること。
- ・ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・ 提案書の再提出は、上記6(2)の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

- ・ 郵送で提出する場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 業務予定者の選定審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、次による審査を行う。

- (1) 企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、「東予東部圏域振興イベント（えひめさんさん物語）に係るコアプログラム等委託業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準」（資料2）に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (2) プレゼンテーションの参加可否については、企画提案書を提出した事業者に対し、2018年6月8日（金）に連絡する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日

2018年6月15日（金）（予定）

(2) 場所

愛媛県東予地方局（西条市喜多川796-1）（予定）

(3) 順番

企画提案公募（プロポーザル）参加表明書【様式2】の受付順とする。

(4) その他

- ・ プレゼンテーションの詳細については、別途プロポーザル参加者に通知する。
- ・ プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容に基づき、説明すること。
- ・ パソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が用意すること。
- ・ プロジェクターは、東予東部圏域振興イベント実行委員会事務局が用意する。

9 審査結果

審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。

なお、通知日は2018年6月中旬（予定）とする。

10 契約

(1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

11 公平なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を実行委員会事務局、関係市及びプロデュース業務委託事業者等と協議しながら進めるものとする。

(2) 上記協議の結果や各イベントの調整の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合があるほか、地元の住民・企業・団体等が実施するチャレンジプログラムの取り込みを要請する場合がある。

(3) 委託期間において、適時必要に応じた事務局との業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

(5) 企業との提携等については事前に事務局と協議すること

13 その他

(1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。

(2) 提案された提案書については、返却しない。

(3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

[別表]

イベントの委託区分・予算上限額一覧表

区分	イベント名称	開催地域	予算上限額 (消費税及び地方消費税を含む) ※2		2カ年 合計
			2018 年度	2019 年度	
ものづくり 物語・ あかがね物 語・ 紙の物語	さんさん都工場 芸術祭	全域(※1)	4,000 千円	35,340 千円	39,340 千円
	天空の音楽祭	新居浜市	2,000 千円	26,440 千円	28,440 千円
	紙サーカスパレード	四国中央市	2,000 千円	25,270 千円	27,270 千円
	計		8,000 千円	87,050 千円	95,050 千円
子どもの物 語・ 水の物語・ 山の物語	小さなさんさん都	全域(※)	1,500 千円	7,820 千円	9,320 千円
	お堀んぴっく	西条市	2,000 千円	26,350 千円	28,350 千円
	石鎚山脈フルコース レストラン	全域(※)	4,000 千円	34,800 千円	38,800 千円
	計		7,500 千円	68,970 千円	76,470 千円
セレモニ ー・ 広報誘客 ディレクシ ョン業務	セレモニー・プレ	全域(※)	4,000 千円	18,900 千円	22,900 千円
	広報誘客 ディレクション業務	-	36,000 千円	42,100 千円	78,100 千円
	計		40,000 千円	61,000 千円	101,000 千円

※1 全域：新居浜市、西条市、四国中央市の3市を指す。

※2 2019年度予算限度額については、2019年度予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもあります。